

令和 7 年 4 月 7 日

保存版

田原本町老人クラブ 運営補助金 の手引き

令和 7 年 4 月 7 日付

修正版

※前年度版は破棄していただきますようお願いいたします。



田原本町公式キャラクター
「タワラモトン」

田原本町役場

長寿介護課 介護認定・高齢者支援係

連絡先: 0744-34-2103

(1) 老人クラブ活動とは

老人クラブ活動は、その活動の活性化を図ることにより、生きがいと健康づくり、また支え合う地域づくりの推進など、高齢者の方々自身による多様な社会参加活動を促進し、活力ある長寿社会づくりに寄与することを目的としています。



(2) 補助金対象の活動について

田原本町では、奈良県からの補助金を受けて各老人クラブに補助金を交付しています。

なお、補助金の使い道には制約があり、以下の活動に対して支出することが決められています。



補助金の使い道には制約があり、右に示すような活動に対して支出することが決められています。

(活動例)

- 社会奉仕活動
- 生きがい活動
- 健康づくり活動



補助金を適切に利用して、クラブ活動の活性化につなげていただければ幸いです！

(3)補助対象経費

補助対象経費の対象となるかは、以下の2点から判断させていただきます。

- ① 老人クラブとして取り組む活動であるか。
- ② 公金である補助金から支出するのに適しているか。

単なる娯楽のための経費や、実施主体が老人クラブでないものへの支出、個人の利益となるような物品等にかかる経費は補助対象になりませんので、ご注意ください。



(4)補助金額

- 適正クラブ(会員50名以上)
→32,400円(2,700円/月×12ヶ月)
- 小規模クラブ(会員30～49名)
→16,200円(1,350円/月×12ヶ月)
- 30人未満小規模クラブ(会員30名未満)
→会員1名につき25円
(例:25円×29名×12ヶ月=8,700円)

※補助金額は、県から示されている老人クラブ活動補助金の
前年度基準額での交付となります。

補助金の対象になる活動、対象ではない活動の例

① 社会奉仕活動

…地域の緑化、美化、資源ゴミのリサイクル等の活動を中心に、幅広いボランティア活動として取り組む活動

活動内容	補助金の使用
清掃美化活動（公園・道路・神社等の清掃）	○
交通安全・防犯パトロール・登下校の見守り	○
福祉施設・ひとり暮らし高齢者宅への訪問	○
生活・家事の援助（買物・掃除等）	○
花壇植栽（個人宅は不可）	○
世代間交流（自治会や子ども会等）	○
リサイクル活動（資源回収・ベルマーク収集等）	○

② 生きがい活動

…文化活動や講演会、研修などの、生きがいづくりや教養を高めるための活動

活動内容	補助金の使用
各種教養講座・学習会・講演会・研修会等	○
作品展示会	○
演芸会	○
各種趣味講座 （民謡・短歌・詩吟・歌・踊り・絵画・手芸等）	○
カラオケ大会	○
社会見学	○
新年会・忘年会・花見・月見・懇親会 （対象事業と合わせて実施する場合は、交付対象とします。）	×
親睦旅行・温泉・宴会	×

③健康づくり活動

…スポーツなど体を動かすことにより、健康の維持や介護予防につなげる活動

活動内容	補助金の使用
健康体操・体力測定・ラジオ体操	○
健康料理教室	○
各種スポーツ・スポーツ大会への参加 (グラウンドゴルフ・ゲートボール・パタンク等)	○
歩こう会	○
ハイキング	○

④その他の活動

…老人クラブ運営に必要となる会議、事務用品購入費など

活動内容	補助金の使用
役員会・定例会・総会	○
消耗品・事務用品の購入	○
広報紙・会議資料の作成	○
冠婚葬祭に関わる活動 (祝金・見舞金・香典・お布施・お供え・線香・ローソク等)	×
実施主体が老人クラブ以外の活動	×
その他社会通念上、対象事業及び対象経費としてふさわしくないもの (保険料・個人の利益となる物品等の購入)	×

※上記の一覧に掲げる補助金対象外の活動について、活動自体を禁止するものではありません。

補助金対象・対象外経費について

経費科目	対象となるもの	対象外のもの・備考
食糧費	①補助金対象となる活動に伴う場合の、 ◎飲料（お茶、清涼飲料水） ◎菓子類 ◎パン類（菓子パン・惣菜パン・サンドイッチ） ◎おにぎり ※パン類、おにぎりは個別包装のものに限る。 ※1人1回につき200円程度 ※活動中にその場で飲食されるものに限る。 例えば・・・ ・清掃活動の休憩時に、交流及び体力回復を目的としたもの。 ・総会など、会議進行を円滑に進めるもの。 などが対象となります。 ②料理教室・ふるまい料理材料費 老人クラブ活動として行われたものに限る。	① について、 持ち帰らせる目的で提供したものは対象外です。 （ただし、<u>老人クラブ活動の中で手作りした菓子類</u>等の場合は、その材料費を補助対象にできます。） 対象外のもの（例） ×お弁当類、カップラーメンといった、調理されたもの、または調理を必要とするもの ×個別包装されていないパン類、おにぎり（お弁当類と見なします） ×お酒類のアルコールを含む飲料
消耗品 印刷費	●各種活動、会議等で必要な事務用品の購入費や資料の印刷に掛かる費用 例： コピー用紙、プリンターインク、文房具、コピー代、花壇に植える花苗・種、肥料、花ポット、園芸用土、除草剤、防虫剤、清掃活動に使用するためのゴミ袋、使い捨てカメラ、写真印刷代等	対象外のもの（例） ×使い捨てカイロやネッククーラー、衛生用品（マスク、消毒液、絆創膏等）といった個人で使用するもの。 ※衛生用品は、感染症対策でも補助対象外です。 ×仏花、ローソク、線香等、冠婚葬祭に使用するもの ×個人に配布し自宅で使用するゴミ袋 ×祝儀袋、香典袋

経費科目	対象となるもの	対象外のもの・備考
旅費 交通費	●補助金対象となる活動に伴う場合の、 ◎電車、バス等の公共交通費 (1回の乗車につき、1人あたり500円を上限) ◎バス借上料 (1人あたり1,200円を上限) ◎タクシー代金 (1回の乗車につき、750円を上限) ※タクシー利用について 補助金対象活動のための移動手段として、徒歩や公共交通機関の利用といった他の手段をとることが困難な場合に検討してください。 <u>なお、タワラモントンタクシー利用券、福祉タクシー利用券を使用した区間は補助対象外です。</u> ●研修会等での入場料、拝観料、入館料 (1人あたり300円を上限) ※補助金の上限設定について 旅費・交通費は移動距離により必要額が変動し、活動費に占める割合が高くなる可能性から、補助金の適正運用の観点より各種上限を設定しております。	① 公共交通費について 実績報告の際、領収証がない場合は、以下の書類を添付してください。 ●利用人数を示すもの (例:研修会の参加名簿等) ●乗車金額を示すもの (例:ホームページ等での路線情報の写し) ② タクシー、借上バスについて 実績報告の際は領収証を添付し、利用区間や人数を明記してください。 対象外のもの(例) ×借上バスの運転手への謝礼。
備品購入費	◎各種活動における備品の購入 例: プリンター、移動式スロープ、清掃道具、救急箱、誘導棒、草刈り機、活動記録用カメラ等	●20,000円を超える場合は要事前相談 (目的や使用方法によっては交付対象外となる場合があるため) ×公民館や神社、公園等、幅広い人が利用する場所への椅子や机等の購入は補助対象外です。
役務費	◎会議、研修会案内の郵送にかかる費用	
燃料費	①研修会等、活動場所までの乗り合わせや会員宅への配布活動、清掃活動に使用した自動車のガソリン代 ※1kmあたり18円で算出してください。 ※出発時と帰着時のメーターの記録で距離を確認のうえ、運転日・運転区間・距離を記録しておいてください。 ②草刈り機等の燃料	×自宅から公民館など、個人の移動手段で使用する自動車のガソリン代は補助対象外です。 燃費

経費科目	対象となるもの	対象外のもの・備考
講師謝礼金	◎各種活動における外部講師への謝礼 ◎講演会や学習会における外部講師への謝礼 ※単に「お礼」ではなく、領収書を受け取れるものに限る。	×老人クラブ会員が講師になった場合の謝礼は補助対象外です。
会場使用料	◎町民ホールや青垣学習センター等の各種活動にかかる会場使用料	
賃借料	◎カラオケ機器等、活動に使用する機器のレンタル費用	
保険料	◎各種活動における保険料	●各種行事ごと単発で加入する保険代に限る。 (通年加入は不可)
会費・参加費	◎老人クラブ連合会会費や各種大会等にかかる参加費	●老人クラブの代表としての参加に限る。
景品・参加賞	◎スポーツ大会等における上位3位までの景品 ◎参加賞(1人あたり200円程度) ※スポーツ大会における景品・参加賞等は、それを含めて一つの取り組みとして成立するものであると捉え、補助対象としています。 ※4位以降の景品については、景品代の活動費に占める割合が高くなる可能性があることから、補助金の適正運用の観点より補助対象外といたします。	×4位以降の景品は不可 ×ビンゴゲーム景品不可 ※現物支給の要素が強い ため、補助対象外です。 ×その他、清掃活動時や、見守り活動時、敬老の日といった様々な機会において、菓子類や洗剤等を購入し、参加者等に粗品として提供することは、現物支給にあたり補助金対象外となりますのでご注意ください。 ※なお、老人クラブ活動の中で手作りされた菓子類や手芸品等を提供する場合は、その材料費を補助対象にできます。

※なお、補助金対象外の経費について、クラブの自主財源より支出することは問題ございません。

その他、補助対象経費か不明な場合は、事前に長寿介護課(34-2103)までお問合せください。

(5) 補助金の手続き方法

【申請手続き(毎年4月中頃～5月初旬)】

提出書類

- ①町老人クラブ運営補助金交付申請書(様式第1号)
- ②活動計画書(別紙3)
- ③収支予算書(別紙4)
- ④町老人クラブ運営補助金概算払請求書(第3号様式)

【実績報告(毎年2月初旬～3月中旬)】

提出書類

- ①町老人クラブ運営補助金実績報告書(様式第4号)
- ②町老人クラブ運営補助金(別紙1)
- ③町老人クラブ運営補助金精算書(別紙2)
- ④町老人クラブ運営補助金精算払請求書(第6号様式)
- ⑤領収書(レシート)添付用紙
- ⑥活動写真添付用紙(1事業につき1枚写真要添付)